



民生委員制度は今年で創設100周年です

みなさんのお住まいの地区には必ず民生委員・児童委員がいます。地区の民生委員・児童委員を知りたい場合は、秋田市民生児童委員協議会(市役所2階の福祉総務課地域福祉推進室内)へお問い合わせください。

☎(888)5661・FAX(888)5658・Eメール ro-wfmn@city.akita.akita.jp

民生委員
児童委員

あなたのまちの
安心を支えます

秋田市には民生委員・児童委員が697人います

お気軽にお声掛けください！



10月13日の秋田市社会福祉大会に参加された民生委員・児童委員のみなさん

誰もが住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう支援します

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。全国共通の制度として、約23万人が全国各地のまちでも活動しています。その目的は、誰もが住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう支援し、安心して暮らせる地域社会づくりを進めることです。

民生委員・児童委員は、地域に暮らすみなさんの身近な相談相手として、生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そして、その課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」になります。

また、地域に目を向け、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者がいる世帯、子どもたちの見守り活動なども行っています。

課題を解決できるよう
寄り添います



民生委員・児童委員を簡単に言うと、「福祉のことを知っている近所の人」です。専門的な技能や資格を持っているわけではなく、相談内容に応じて、必要な支援を受けられる専門機関などにつなぎ、課題を解決できるよう「寄り添い」ます。そのために行政や社会福祉協議会、学校などさまざまな機関と連携しています。

なお、民生委員になることができる人は、民生委員法に定められていて、市町村ごとに設置される推薦会で、地域住民の中で、社会福祉に熱意のある方が選ばれます(任期は3年)。